

平成 24 年 5 月 21 日
子 供 未 来 局

保育所等給食用食材の放射性物質測定について

1 測定実施の趣旨

宮城県において、文部科学省の「安全・安心のための学校給食環境整備事業」に基づき、放射性物質の簡易測定機器を整備し、給食施設の希望に応じ、学校給食等に使用される食材の事前サンプル測定を実施するもの。

本市においても、県の測定事業の一環として、全ての公立保育所について当該測定を実施するほか、市内の民間保育施設に測定への参加を呼びかけ、保育所給食のより一層の安全・安心の確保を図る。

2 本市の測定の概要

子供未来局保育課に設置した測定機器により、公立保育所及び測定を希望する市内民間保育施設において使用する予定の給食用食材を対象に、事前サンプル測定を実施する。

※5月21日より測定を開始。5月16日現在での市内保育施設の申込数は83施設。

【内訳】認可保育所77施設（公立48、私立29）、認可外保育施設6施設

※1日に4施設程度の測定が可能であり、各施設につき概ね1ヵ月に1回の測定を想定。

3 県の測定事業の概要

(1)測定対象等

対象施設：国公立・私立の小中高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所

食材の種類：24年4月施行の新たな基準値における「一般食品」（基準値100 μ g/L/kg）
に区分されているもの

(2)検査方法 NaI シンチレーションスペクトロメータによる簡易検査

※50 μ g/L/kg以上が検出された場合は精密検査を実施

(3)測定場所 県内教育事務所（6ヵ所）、県学校給食会、本市保育課・・・計8ヵ所

(4)測定開始日 平成24年5月21日（月）

(5)公表方法 測定結果の一覧を翌日以降に公表する。